

## 監査委員告示第4号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を、同条第4項の規定に基づき次のように公表します。

令和5年2月8日

和光市監査委員 山田 史 明

和光市監査委員 猪原 陽 輔

### 記

#### 第1 請求人 9名

(略)

#### 第2 請求年月日

令和4年12月15日受付

令和4年12月26日補正受付

#### 第3 請求の要旨 (原文のとおり)

和光市議会に設置された100条委員会より去る6月「元和光市職員の不祥事に関する特別調査委員会 最終報告」(以下「最終報告書」という)が出されました。その中の第8まとめ(「最終報告書」P. 58)で、「市は、場当たりの再発防止策・改善策を論じる前に、まず真摯に「過ち」に向き合い、これを認めて反省し、その責任の所在を明確にすべきである。」と指摘しています。しかし、現在までの所、この指摘の進捗状況が明らかではありません。

そのため次の事項について真摯に取り組むことを市長に求める。

- 1 市議会100条委員会の報告に沿って必要な措置を取ること。
- 2 特に、「平成21年度地域密着型サービス拠点整備補助金」交付した件については重大な誤りがあったことを認めること。
- 3 「最終報告」の指摘に従い当該補助金を交付した事業者に対して、必要な調査を行い、事業者に対して補助金の返還を検討し、和光市の損害を回復すること。
- 4 加算金11,110,500円については松本前市長に責任がある。何の手も打たなければ時効が成立する可能性がある。その場合には現市長の不作為責任が発生する。現市長は早急に松本前市長に損害賠償を求めること。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を

請求します。

①違法不当な公金の支出、財産の処分である。

②違法不当な契約の締結、履行である。

③違法不当な債務その他の義務の負担。

④違法不当に公金の財産管理を怠ること。

に該当する。

#### 第4 監査委員の判断

##### 1 主文

本住民監査請求を却下する。

##### 2 理由

本件請求は、請求人9人が、令和3年9月13日及び令和3年12月6日に行った2度の住民監査請求（以下「前請求」という。）と同一の財務会計行為を対象とした住民監査請求と認められる。

本件請求が対象としている財務会計行為は、平成21年度地域密着型サービス拠点整備補助金の交付及び平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の返還に係る加算金の納付であり、これらは、前請求が対象としている財務会計行為と同一のものとなっている。

一方、本件請求では、違法不当事由、事実証明書、財務会計行為の類型及び求める講ずべき措置に関して、前請求と一部異同がある。しかしながら、結局のところ、本件請求と前請求が対象としているのは、当該補助金の交付と当該加算金の納付という同一の財務会計行為であり、当該異同があったとしても、そのことによって、財務会計行為の同一性の判断が左右されることは無いというべきである。

同一住民による同一内容の監査請求に関して、最高裁判所は、「地方自治法242条1項の規定による住民監査請求に対し、同条3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である」、「監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているのではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではない」と判示している（最高裁昭和57年（行ツ）第164号同62年2月20日第二小法廷判決）。

当該判決によれば、住民監査請求において、同一住民から同一内容の請求が重複してなされた場合、その請求の同一性の判断基準は、請求の対象とされた財務会計行為に係る行為又は怠る事実の同一性が基準となる。これを本件についてみると、本件請求は、前請求と同一の財務会計行為を対象としているのであるから、前請求と同一内容の請求ということになり、したがって、本件請求は、重ねて行うことの許されていない不適法な請求であると認められる。

### 3 結論

以上のとおり、本件請求は、前請求と同一の請求人により行われた監査請求と同一の財務会計行為を対象とした監査請求であり、地方自治法第242条の要件を欠いた不適法な請求であると言わざるを得ない。

よって、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。

令和5年2月8日

和光市監査委員 山田 史明

和光市監査委員 猪原 陽輔